

## 川崎市感染症在宅療養患者等支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、感染症の患者又は感染の疑いのある者であって、特別の配慮を要する在宅療養者に対して必要な支援を提供し、もって適切な療養生活の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「感染症在宅療養患者等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症の患者、並びに第44条の3及び第50条の2の規定に基づき体温その他の健康状態について報告を求められている者であって、在宅で療養している者をいう。

2 この要綱において「訪問看護」とは、看護師、保健師又は准看護師により行われる健康状態の観察、療養上の相談及び療養上の世話をいう。

3 この要綱において「訪問介護」とは、介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に定める者により行われる日常生活上の世話をいう。

4 この要綱において「療養生活支援」とは、療養生活に必要な医療機器、食事、日用品等の提供をいう。

### (提供主体)

第3条 訪問看護は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護に限る。）が提供するものとする。

2 訪問介護は、介護保険法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者が提供するものとする。

3 療養生活支援は、前 2 項に掲げる事業者又は市が提供するものとする。

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、感染症在宅療養患者等のうち、自ら健康状態の観察や報告を行うことが困難な者、又は療養上の世話や日常生活上の世話を必要とする者であって、家族等による援助や介護保険法及びこれに類する法令等によるサービスの提供を受けることができない者とする。

(実施方法)

第 5 条 市は、前条に規定する対象者が、訪問看護、訪問介護、療養生活支援(以下「訪問看護等」という。)の提供を受けたときは、訪問看護を受けるために要した費用(以下「訪問看護費」という。)、訪問介護を受けるために要した費用(以下「訪問介護費」という。)、及び療養生活支援を受けるために要した費用(以下「療養生活支援費」という。)を支給する。

(支給額)

第 6 条 前条の規定により支給する額は、別表のとおりとする。

(支給期間)

第 7 条 訪問看護費、訪問介護費及び療養生活支援費(以下「訪問看護費等」という。)の支給期間は、申請のあった日から感染症在宅療養患者等でなくなった日までの間で、市長が認める期間とする。

2 前項に規定する期間が終了した後において、特段の事情があると市長が認める場合には、訪問看護費等を支給することができる。

(支給の申請)

第 8 条 訪問看護費等の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、感染症在宅療養患者等支援事業利用申請書(様式第 1 号。以下「申請書」と

いう。)を、その居住地を所管する保健所支所に提出しなければならない。

(支給決定)

第9条 保健所長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、申請者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

2 保健所長は、感染症在宅療養患者等が、やむを得ない事情により前条の申請をすることが困難であると認めるときは、職権により訪問看護費等の支給を決定することができる。この場合において、保健所長は、訪問看護費等の支給の決定をしようとする者から、本事業の利用及び個人情報提供に関する同意を得るよう努めなければならない。また、本項により訪問看護費等の支給を決定したときは、その支給を受ける者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業利用決定(保健所決定)通知書(様式第3号)により通知する。

3 保健所長は、第3条第1項から第3項に規定する事業者(以下「事業者」という。)が訪問看護等を提供することとして訪問看護費等の支給を決定したときは、当該訪問看護等を行う事業者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業実施通知書(様式第4号)を交付する。

(支給変更申請)

第10条 訪問看護費等の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)で、支給内容の変更をしようとする者は、感染症在宅療養患者等支援事業利用変更申請書(様式第5号)を、その居住地を所管する保健所支所に提出しなければならない。

(支給変更決定)

第11条 保健所長は、前項による申請があったときは、その内容を審査して支給内容の変更可否を決定し、申請者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業利用変更決定(却下)通知書(様式第6号)により通知する。

2 保健所長は、感染症在宅療養患者等が、やむを得ない事情により前条の申請をすることが困難であると認めるときは、職権により訪問看護費等の支給内容を変更することができる。この場合において、保健所長は、訪問看護費等の支給内容の変更をしようとする者から、当該変更について同意を得るよう努めなければならない。また、本項により訪問看護費等の支給内容を変更したときは、その支給を受ける者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業利用変更決定（保健所決定）通知書（様式第7号）により通知する。

3 保健所長は、事業者が訪問看護等を提供することとして訪問看護費等の支給内容を変更したときは、当該訪問看護等を行う事業者に対し、感染症在宅療養患者等支援事業実施変更通知書（様式第8号）を交付する。

（実施状況の報告）

第12条 訪問看護等を提供する事業者は、保健所長の指示に従い、訪問看護等の実施状況を報告しなければならない。

（訪問看護費等の支給）

第13条 市長は、支給決定を受けた感染症在宅療養患者等が、支給決定された訪問看護等を受けたときは、当該支給決定を受けた感染症在宅療養患者等に対し、訪問看護費等を支給する。

2 支給決定を受けた感染症在宅療養患者等が、事業者から訪問看護等を受けたときは、市長は、当該支給決定を受けた感染症在宅療養患者等に支払うべき訪問看護費等について、当該支給決定を受けた感染症在宅療養患者等に代わり、当該訪問看護等を実施した事業者に支払うことができる。

3 前項の規定により支払があったときは、当該支給決定を受けた感染症在宅療養患者等に対し、訪問看護費等の支給があったものとみなす。

4 訪問看護等を実施した事業者が、第2項により訪問看護等の費用を請求するときは、訪問看護等を実施した日から30日以内に、感染症在宅療養患者

等支援事業実施報告書（様式第9号）及び請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

- 5 支給決定を受けた感染症在宅療養患者等が、市から療養生活支援を受けたときは、感染症在宅療養患者等支援事業（療養生活支援）利用確認書（様式第11号）を保健所長に提出するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

## 別表

| 費 目            | 支 援 内 容                        | 支 給 額                        |
|----------------|--------------------------------|------------------------------|
| 訪問看護費 1        | 健康状態の観察及び療養生活<br>の相談           | 1回につき20,000円                 |
| 訪問看護費 2        | 療養上の世話                         | 1回につき20,000円                 |
| 訪問看護費<br>開始時加算 | 訪問看護を開始するために要<br>する調整          | 感染症在宅療養患者等1人<br>につき50,000円   |
| 訪問看護費<br>特別加算  | 訪問看護を行った者が感染症<br>に感染した場合に要する調整 | 感染した者1人につき<br>100,000円       |
| 訪問介護費          | 日常生活上の世話                       | 1回につき20,000円                 |
| 訪問介護費<br>開始時加算 | 訪問介護を開始するために要<br>する調整          | 感染症在宅療養患者等1人<br>につき50,000円   |
| 訪問介護費<br>特別加算  | 訪問介護を行った者が感染症<br>に感染した場合に要する調整 | 感染した者1人につき<br>100,000円       |
| 療養生活支援<br>費    | 療養生活に必要な医療機器、<br>食事、日用品、移送等の提供 | 感染症在宅療養患者等1人<br>につき上限20,000円 |